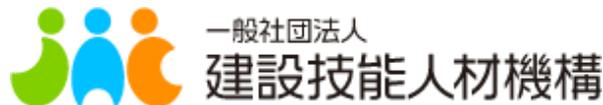


在留資格「特定技能」の外国人を受け入れることを検討される皆様



一般社団法人

日本配管工事業団体連合会（日管連）は J A C の正会員です

特定技能は、在留資格名です。

特定技能1号と特定技能2号があります。

受入対象職種は、業務区分が3つです。

2022年8月30日の閣議決定で業務区分の見直しが行われ、建設分野の全ての職種において、在留資格「特定技能」の外国人を受け入れることが可能となりました。

なお、新しい業務区分は『土木』『建築』『ライフライン・設備』の3つとなります。

希望者が特定技能として就労するためには、国土交通省へ受入計画を申請する必要があります。その時点でJACの会員になっている必要があります。その手続きにJACの正会員である日管連発行の「会員証明書」が必要になります。

日管連の各地区組合に入会し、外国人労働者を「特定技能」資格で雇うために、「会員証明書」が必要になりそうな時には、当組合のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

お問い合わせフォーム	
○メールアドレスは正しくご入力ください。 ○お問い合わせにあたってお客様の情報、お寄せいただいた相談内容は厳重に取り扱いたします。	
お問い合わせの種類	<input type="radio"/> 労災保険 <input type="radio"/> 訓練・研修 <input type="radio"/> その他
ご紹介者名 (必須)	<input type="text"/>
ご紹介者の会社名 (必須)	<input type="text"/>
会社名	<input type="text"/>
ご担当者名 (必須)	<input type="text"/>

メールアドレス、会社名、ご担当者名をご記入いただき、質問内容をご記入頂き送信してください

お問い合わせフォームより、ご連絡ください。